

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

檀原市長 亀田 忠彦

市町村名 (市町村コード)	檀原市 (29205)	
地域名 (地域内農業集落名)	新口町 (新口町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

これまでは地元農家によって農地の維持管理に取り組んできたが、農家の高齢化、後継者不足に伴い、農道や水路等の管理体制も心配である。また、農地については、地域外からの担い手により依存している現状である。今後の課題は、これら担い手の継続が懸案となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農道や水路等の維持管理について、多面的機能支払交付金を活用し、継続的に実施していく。中心経営体となる担い手に農地の集積・集約を行い、農地の保全を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	10.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	10.8 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中心経営体に農地の集積・集約を進めていくと共に、農家の離農に対応するため、後継者や地域外からの担い手を受け入れて農地の維持管理を行っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
高齢化や後継者不足で離農せざるを得ない場合、中心経営体の農業者に農地を貸したり、中間管理機構を活用しながら地区内の農地を維持していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
環境の変化による水害等の被害防止のため、老朽化した井堰の改修・改善を関係機関と協議しながら進めていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに後継者や集落外の経営体、新規就農者を中心経営体に位置づけることにより、中心経営体を増やす。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
状況に応じて、JA等の農業サービス事業を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦多面的機能支払交付金制度を活用し、地域の農業環境保全を図る。